

# 令和6年6月 北九州市議会定例会について（消防局）

## 議案

- 1 北九州市火災予防条例の一部改正について . . . P 2～3

# 議案第77号

## 北九州市火災予防条例の一部改正について

### 1 改正理由

消防設備の設置基準については、消防法に基づき、消防法施行令（以下、「政令」という。）及び北九州市火災予防条例（以下、「条例」という。）で定めている。

今般、木材利用促進を目的とした建築基準法の改正に伴い、政令が改正されたことから、条例についても同様の改正を行うもの。

### 2 改正内容

建築基準法における耐火建築物の要件が、「主要構造部が耐火構造であること」から「特定主要構造部が耐火構造であること」に改正された。

これを受け、政令が改正されたことから、条例についても同様に「主要構造部」を「特定主要構造部」に改めるもの。

### 3 施行期日

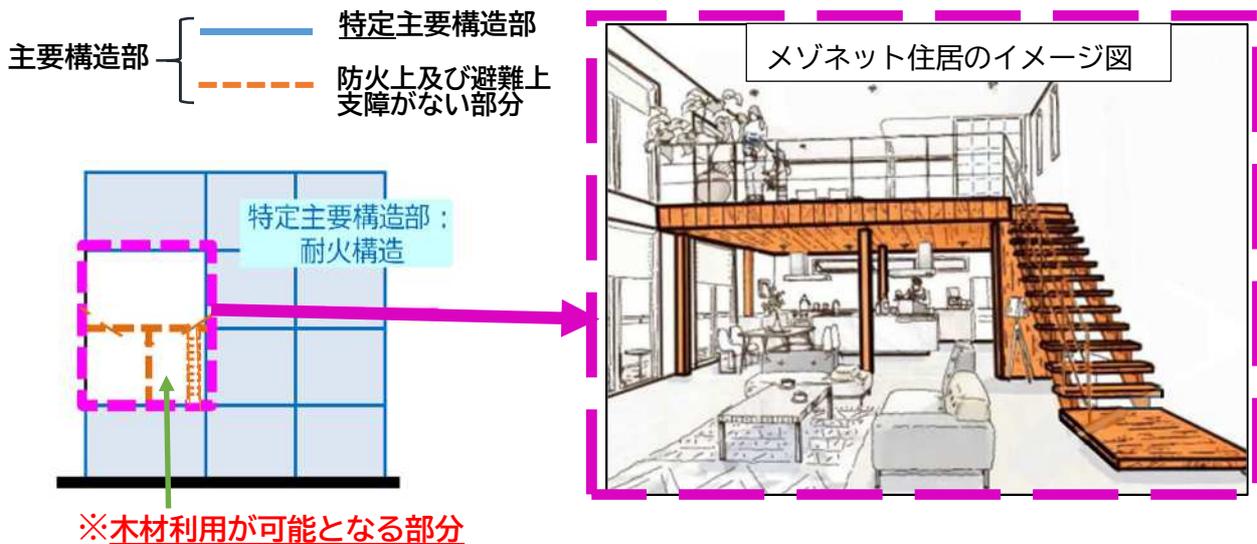
公布の日から施行する。

# 北九州市火災予防条例の一部改正について

## 1 建築基準法の改正

木材の利用促進を目的とした建築基準法の一部改正により、主要構造部（壁、柱、床等）の一部に木材を利用することが認められる。

**※防火区画された範囲内の木造化が可能に**



**※木材利用が可能となる部分**

耐火建築物の要件	改正前	改正後
<u>耐火構造としなければならない部分</u>	全ての <b>主要構造部</b>	<b>特定主要構造部のみ</b> 〔防火上・避難上支障がない部分は耐火構造とすることは不要〕

## 2 火災予防条例の改正

耐火建築物の場合、消防設備を緩和する規定を設けている。

設置基準	改正前	改正後
設備を緩和するために <u>耐火構造としなければならない部分</u>	全ての <b>主要構造部</b>	<b>特定主要構造部のみ</b>